

平成 28 年度

民事事件担当裁判官協議会

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

資料 目 錄

資料 1 論点事項

資料 2 統計資料

資料 3 事前アンケート結果

資料 4 民事訴訟の審理等についての弁護士会との協議会の状況

資料 5 外部的視点を取り入れる観点からの文献

資料 6 協議事項(2)で取り上げる設例

**平成28年度民事事件担当裁判官協議会
論点事項**

※ かっこ内は、各事項に係る協議時間の目安を示したものである。

協議事項(1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策

1 審理判断の状況等を客観的に把握する意義（20分）

- (1) 地裁の審理判断の状況及び課題、課題が生じる要因
 - ・ 地裁と高裁とで認識が異なる点はどこか
- (2) 裁判の質を向上させるために、自己の審理判断の状況を客観的に把握する意義及び方策
 - ・ 裁判の質の向上を図る上で、自己の審理判断の状況等を把握することがどのような意味（効果）を持つか
 - ・ 審理判断の状況等をどのように把握すべきか

2 高等裁判所からの控訴審判決の還元（30分）

(1) 高裁による控訴審判決の還元の実情

- ・ 還元に当たってどのような工夫をしているか

(2) 地裁における控訴審判決の活用の在り方

- ・ 地裁において控訴審判決をどのように活用するか
- ・ 部内や庁内の検討会等の実施についてあい路や工夫はあるか

3 高等裁判所と地方裁判所との意見交換（40分）

(1) 取組の実情・工夫例

- ・ 公式の協議会等についてどのような工夫等があるか
- ・ 公式の協議会等の他に意見交換の場を設けているか

(2) 高裁内における地裁の審理状況等についての情報共有の在り方等

- ・ 高裁内（支部との間を含む。）で意見交換等を行っているか

(3) 地裁内における意見交換の結果の活用状況

- ・ 意見交換の結果を地裁内（支部を含む。）でどのように活用するか

4 地方裁判所内部における意見交換（55分）

(1) 部内の裁判官との意見交換

ア 合議事件についての意見交換

- ・ 充実した合議が行われるとどのような効果があるか、うまくいった要因は何か
- ・ 合議がうまくいかないとどのような効果が生じるか、合議がうまくいかない要因は何か
- ・ 充実した合議を行うために、どのような工夫が考えられるか

- ・ 合議にふさわしい事件は合議に確実に付されているか
- ・ 合議にふさわしい事件を合議に確実に付すためにどのような工夫が考えられるか
- ・ 部内における付合議相当性についての検討結果をどのように活用しているか

イ 単独事件についての意見交換

- ・ 部内における単独事件についての意見交換が活発に行われるようするために、どのような工夫が考えられるか
- ・ 意見交換の結果をどのようにして部全体の審理運営の改善につなげるべきか

(2) 部外の裁判官との意見交換

- ・ 地裁内での意見交換について、外部的視点の導入という観点からどのような工夫が考えられるか
- ・ 司法研修所での研究会や各種協議会の結果をどのように還元・活用すべきか

5 弁護士会との意見交換等（30分）

(1) 弁護士会との意見交換の在り方及び留意すべき事項

- ・ 弁護士会との意見交換における協議事項の設定等についてどのような工夫が考えられるか
- ・ 意見交換の結果をどのように活用することが考えられるか

(2) その他の情報の活用の在り方

- ・ 導入が考えられる外部的視点として他にどのようなものがあるか

協議事項(2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方

1 争点整理の現状と裁判の質への影響（25分）

- (1) 民訴法が志向する争点整理の在り方（裁判所の果たすべき役割といった視点も含む。）と争点整理の現状とのかい離の有無
- ・ 争点整理の現状は民訴法が志向する争点整理の在り方に適合するか
- (2) 上記のようなかい離が生じる要因及び当該かい離が生じることによる裁判の質への影響
- ・ かい離が生じる要因はどのようなものか
 - ・ かい離が裁判の質にどのような影響を及ぼすか

2 争点整理を充実させるために裁判所の果たすべき役割（140分）

- (1) 争点整理開始前（実質的答弁書が提出された段階）における役割
- ・ 争点整理に入る前に必要となる情報は何か
 - ・ 当該情報を取得するために裁判所は何をすべきか

- ・ 争点整理に入る前の段階において、裁判所は、審理の見通しをどのように検討し、それをどのように審理に役立てるべきか

(2) 争点整理中における役割

- ア 中心的争点を把握するための訴訟指揮及び当事者との認識共有
- ・ 中心的な争点を把握するために必要かつ十分な事実関係が主張されない場合、裁判所として、どのような訴訟指揮を行うべきか

- ・ 釈明権の行使や暫定的心証開示を効果的に行うために、裁判所はどのような工夫をすることが考えられるか

- ・ 裁判所は、中心的な争点についての認識をどのようにして当事者と共有すべきか

- イ 中長期的な審理の見通しの検討と当事者等との認識共有

- ・ 裁判所は、争点整理を計画的に進めるためにどうすべきか

- ウ 付隨的申立てへの対応

- ・ 争点整理を円滑に進める観点から、付隨的申立て（文書提出命令の申立て）に対する判断の時期についてどう考えるか

- エ 期日間準備

- ・ 裁判所は、争点整理を円滑に進める観点から、当事者の期日間準備を確保するために書記官とどのように協働すべきか

(3) 争点整理終了段階における役割

- ア 人証調べや鑑定等の検討

- ・ 人証の採否を決定する際に、どのような要素をどのように考慮するか

- イ 争点整理を終結するに際して当事者と確認すべき事項と結果の記録化

- ・ 争点整理を終えるに当たって、どのような事項を当事者と確認するか

- ・ 争点整理の結果を記録化することの意義、あい路及びこれを克服する方策（調書記載や書記官の立会いの在り方を含む。）についてどのように考えるか

- ウ 紛争解決の方向性の再確認（当事者の意向聴取等）

- ・ 紛争解決の方向性（判決か和解か）をどのように決定するか（当事者の意向をどのように考慮するか）

- エ その他

- ・ 控訴審における新主張の提出について、どのように考えられるか

以上

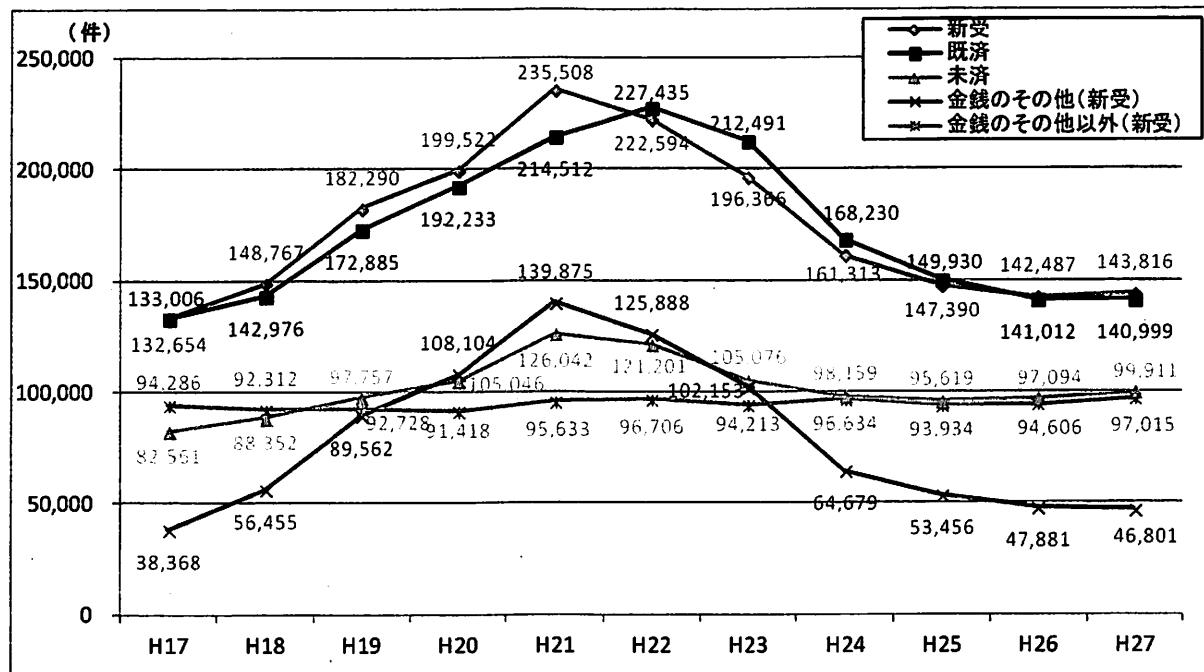
平成28年度民事事件担当裁判官協議会

統計資料

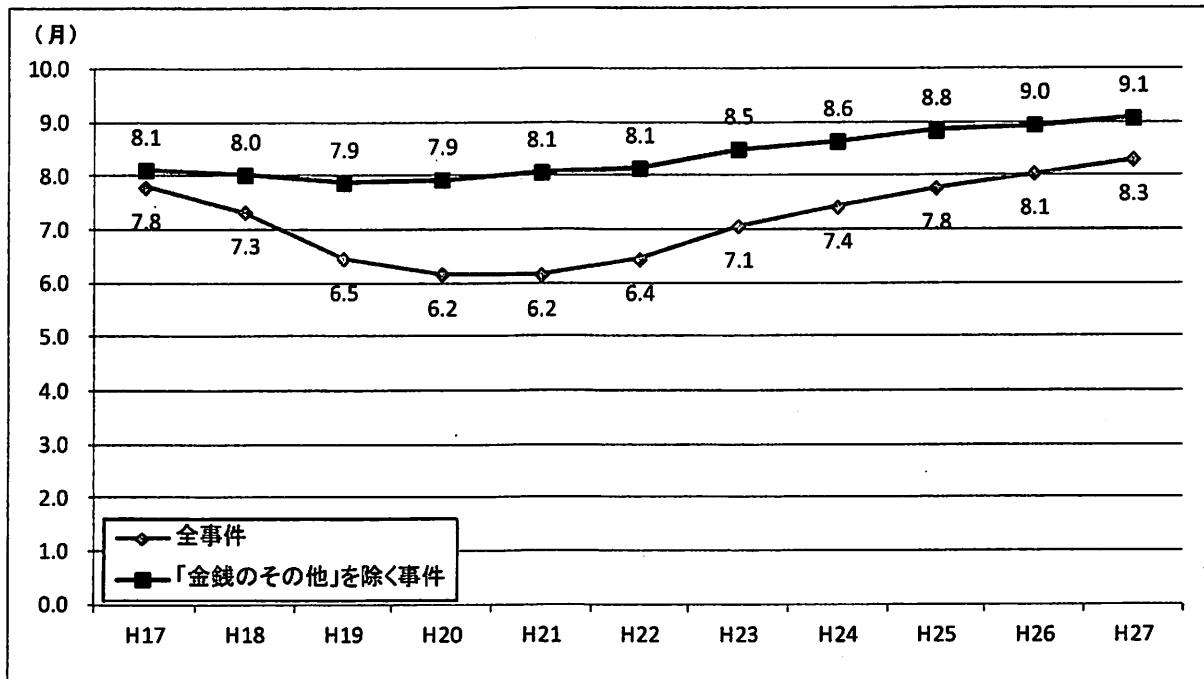
【グラフ1】新受・既済・未済の各件数の推移（ワ号事件）	1
【グラフ2】既済事件の平均審理期間の推移（ワ号事件）	1
【グラフ3】未済事件の平均係属期間の推移（ワ号事件）	2
【グラフ4】係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）	2
【グラフ5】終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）	3
【グラフ6】控訴件数、控訴率及び控訴事件割合の推移（ワ号事件）	3
【グラフ7】控訴審の既済件数・判決件数・取消数（率）の推移（ネ号事件）	4
【グラフ8】既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	4
【グラフ9】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	5
【グラフ10】新受事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	5
【グラフ11】簡裁控訴（レ号事件）の新受・既済・未済件数の推移	6
【グラフ12】訴額別合議事件割合（本庁及び合議取扱支部のワ号事件のうち「金銭その他」を除いた既済事件）	6
【グラフ13】既済事件の審理期間別事件割合（平成27年）	7
【グラフ14】既済事件の審理期間別の合議率（平成27年）	7
【グラフ15】審理期間別の合議・単独事件の割合（本庁及び合議取扱支部のワ号既済事件）	8
【グラフ16】合議・単独別の和解率の推移（「金銭のその他」及び欠席判決で終局した事件を除くワ号事件）	10
【グラフ17】手続段階別平均期間の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件） ..	10
【グラフ18】平均期日回数及び平均期日間隔の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）	11
【グラフ19】人証調べ未実施の和解終局事件割合等の推移（争点整理手続を実施したワ号事件） ..	11
【グラフ20】人証調べ実施率の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件） ..	12
【グラフ21】平均人証数等の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件）	12
【グラフ22】文書提出命令の申立てに係る抗告審の平均審理期間	13
【グラフ23】弁護士数及び経験年数別の弁護士割合の推移	13

(注) ① 審理期間については、裁判所で一般に公表している審理期間代表値ではなく、実数值（N値）を用いている。
 ② 平成27年の数値は、速報値である。

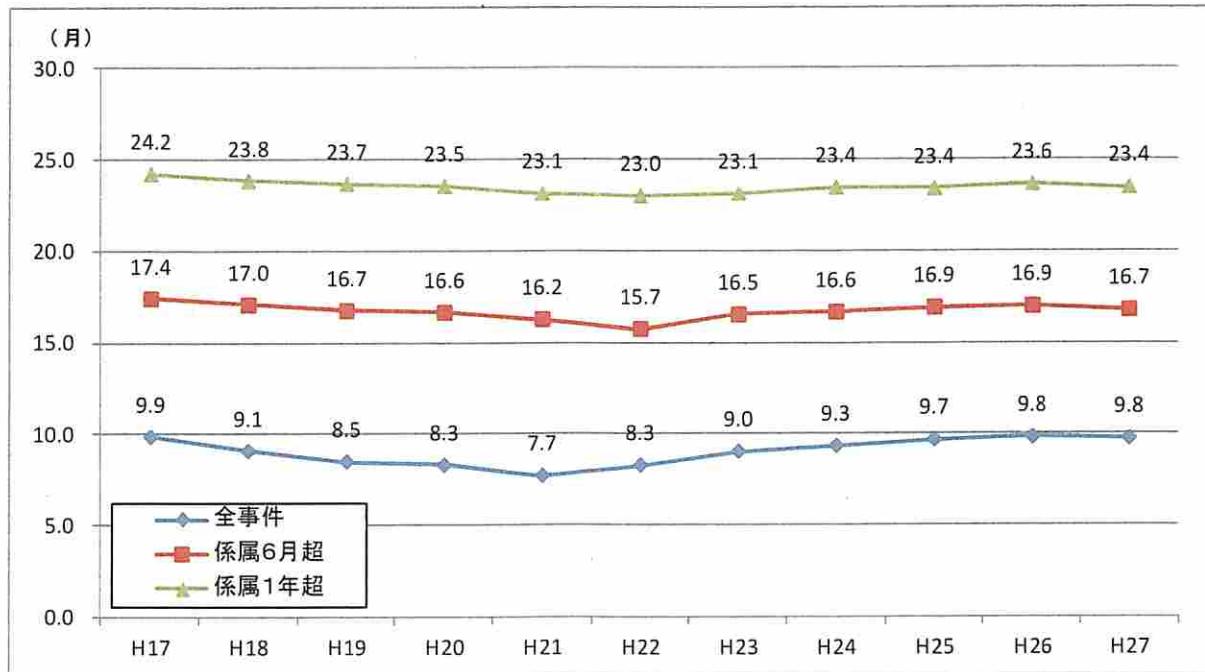
【グラフ1】新受・既済・未済の各件数の推移（ワ号事件）



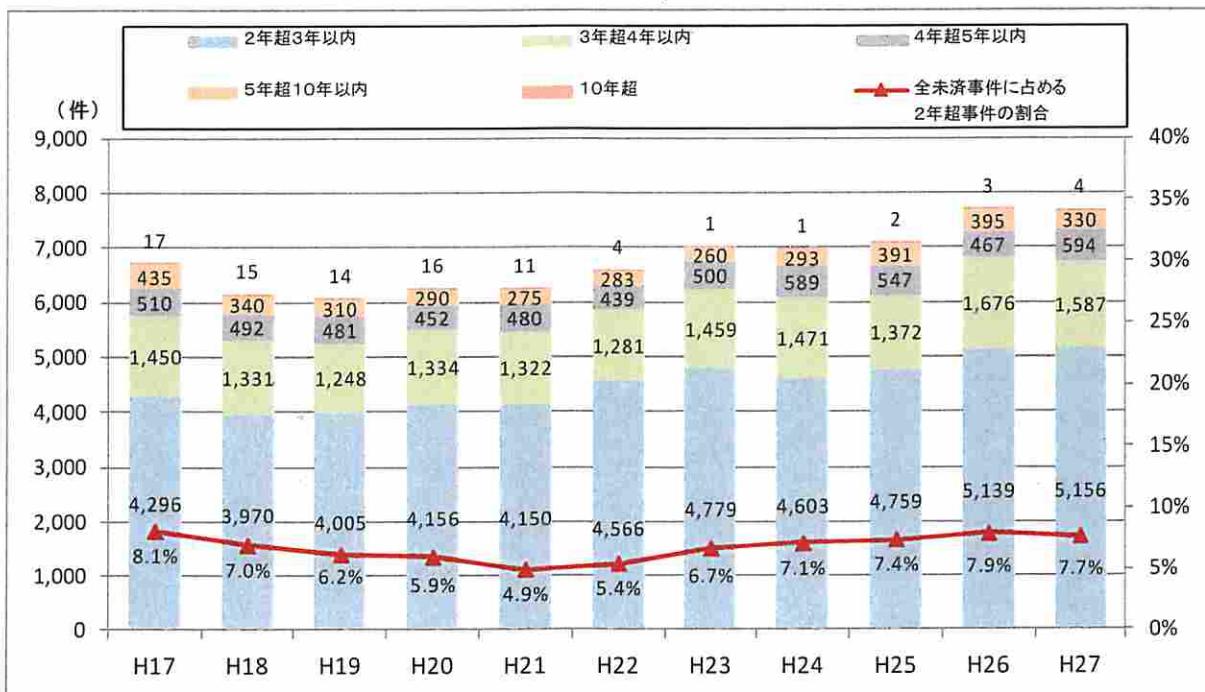
【グラフ2】既済事件の平均審理期間の推移（ワ号事件）



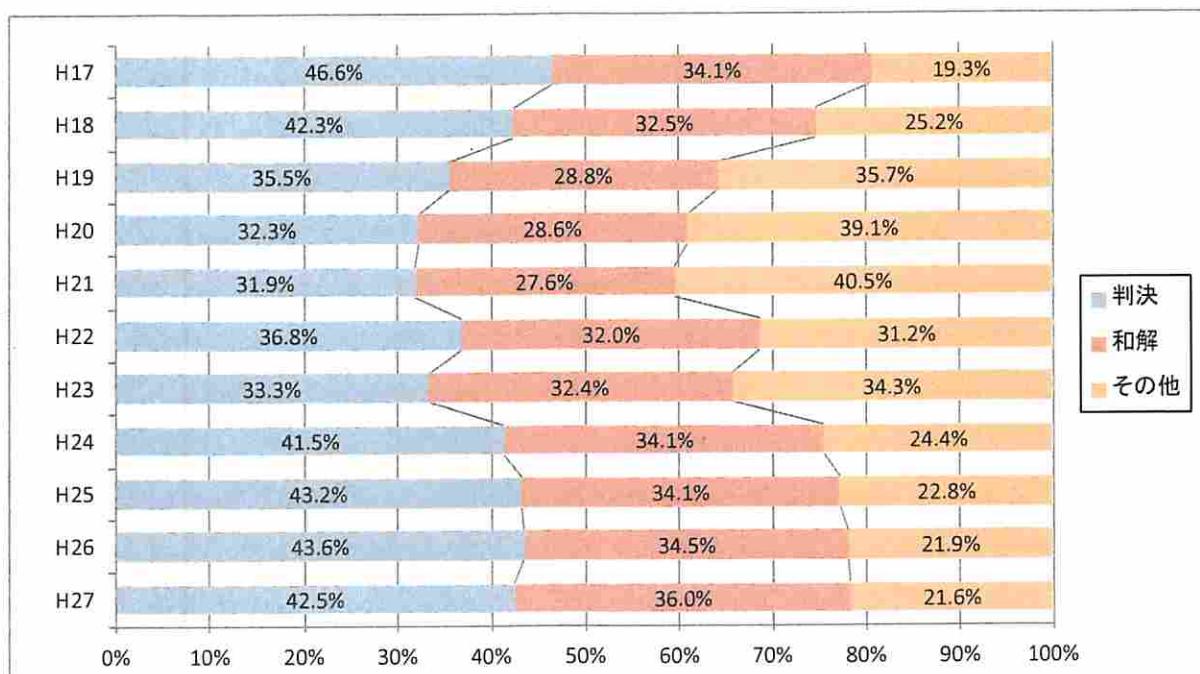
【グラフ3】未済事件の平均係属期間の推移（ワ号事件）



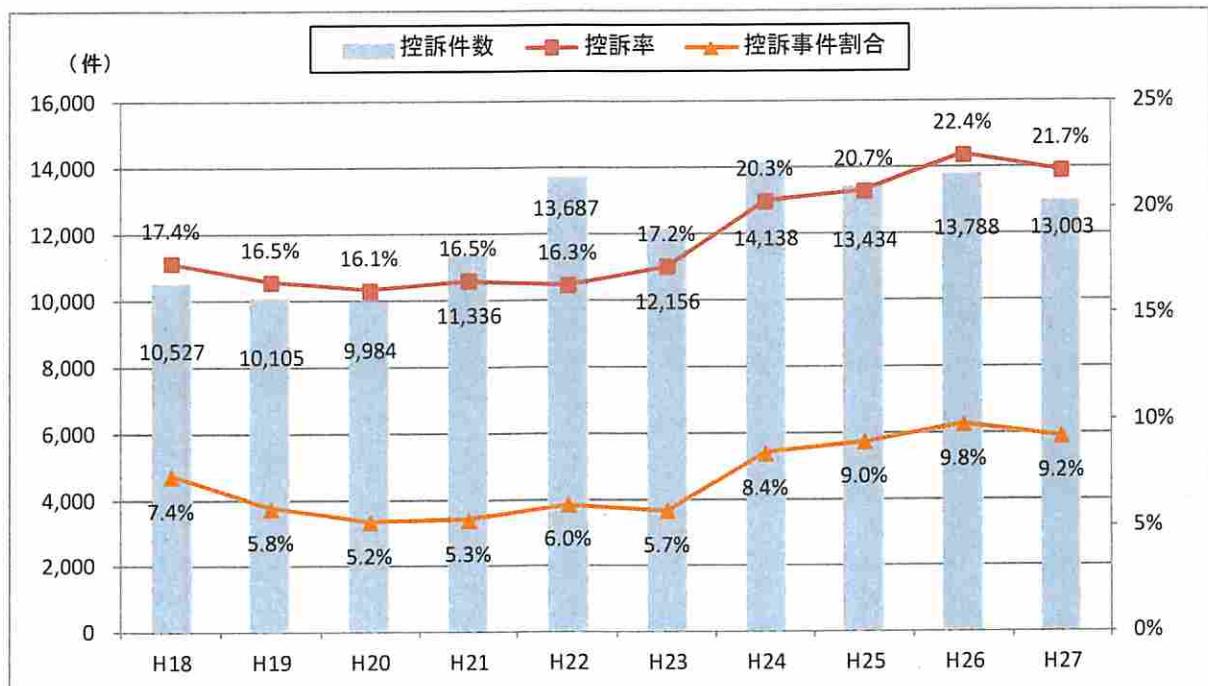
【グラフ4】係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）



【グラフ5】終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）

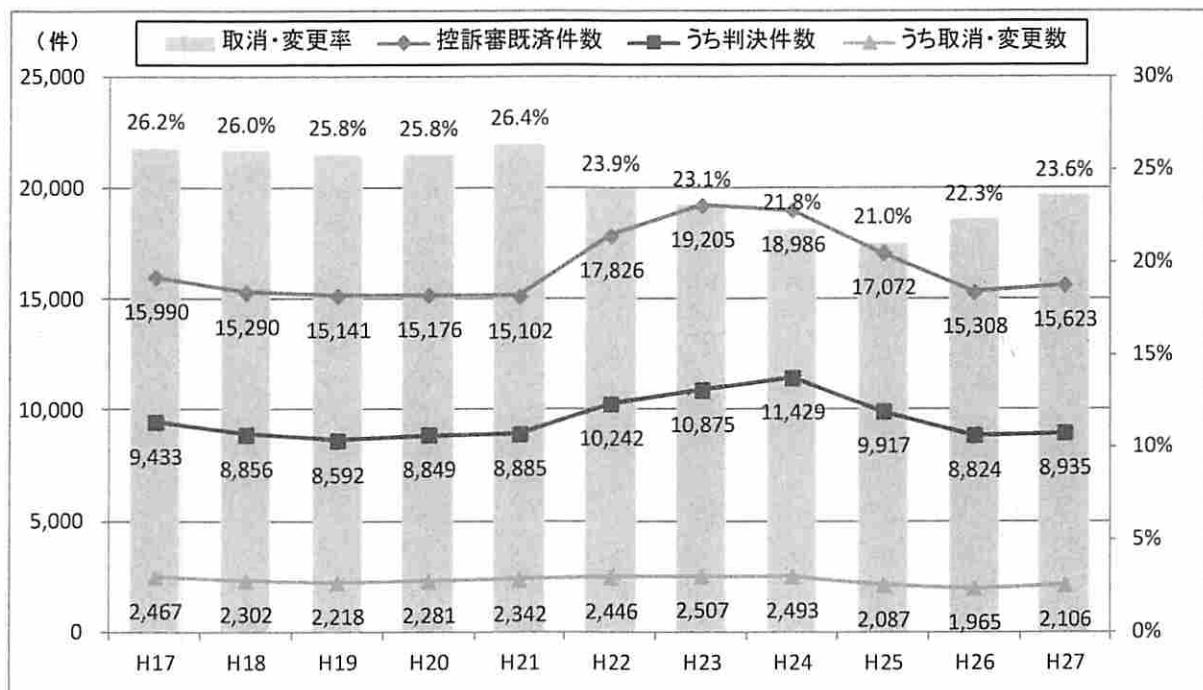


【グラフ6】控訴件数、控訴率及び控訴事件割合¹の推移（ワ号事件）

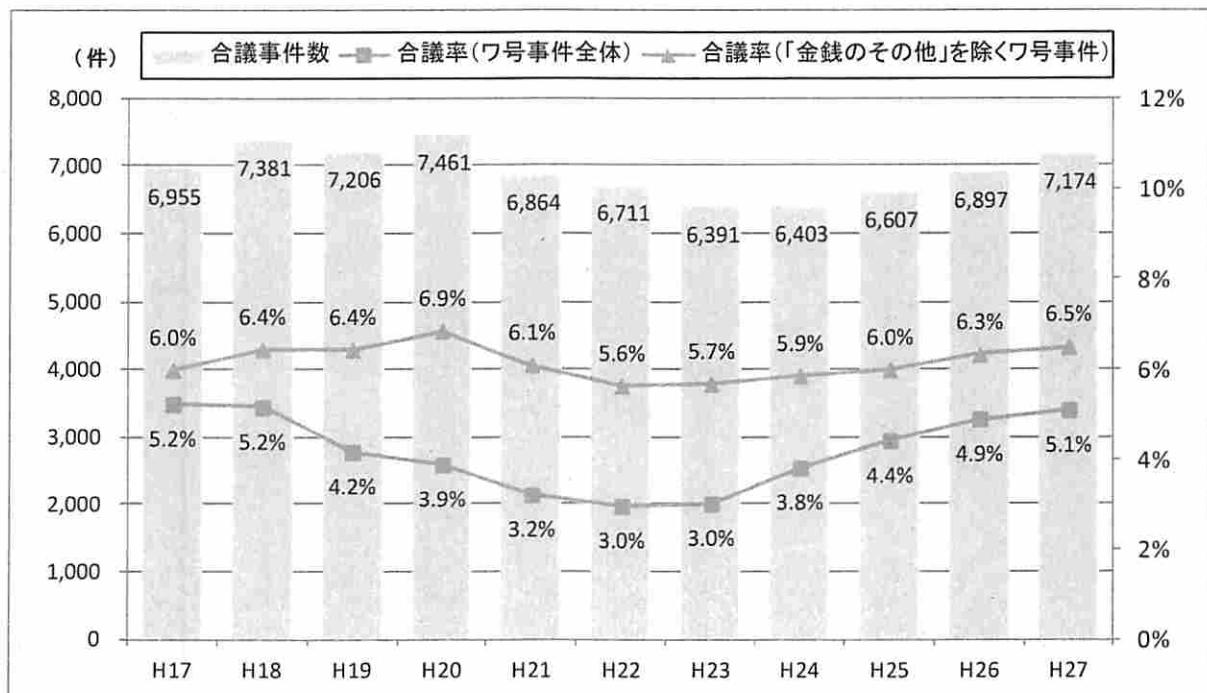


¹ 控訴率は判決で終局した事件のうち控訴がされた事件の割合を、控訴事件割合は全既済事件のうち控訴がされた事件の割合をいう。

【グラフ7】控訴審²の既済件数・判決件数・取消数（率）の推移（ネ号事件）

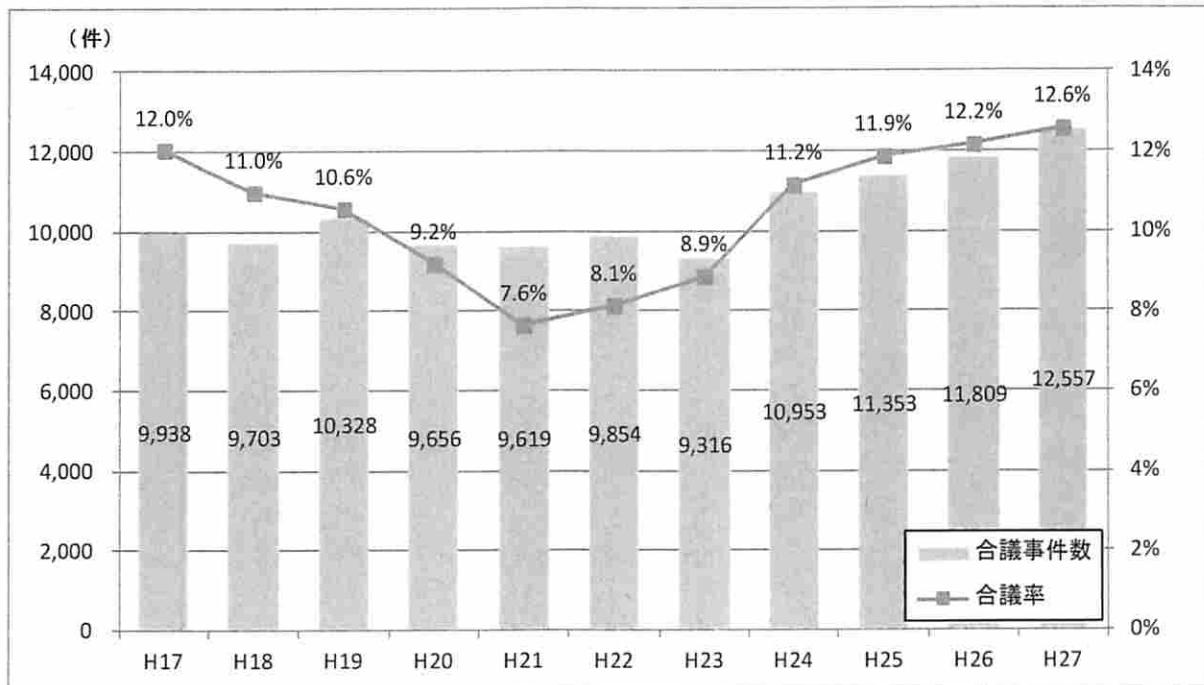


【グラフ8】既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）

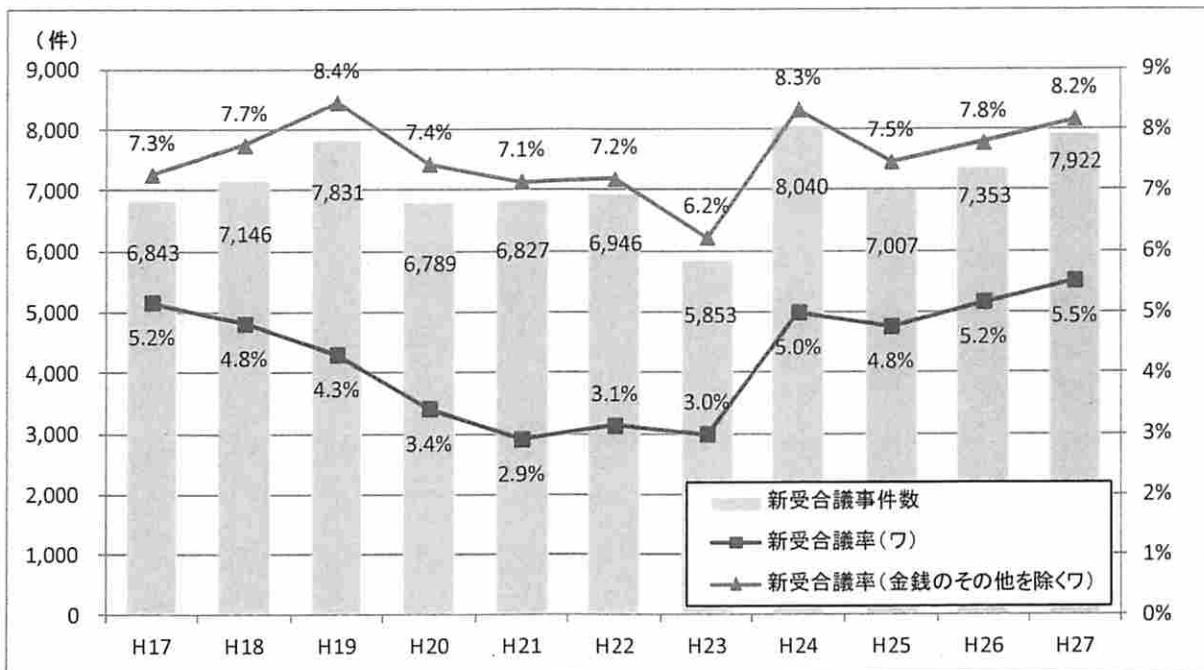


² 人事訴訟事件及び知財高裁の事件を含む。

【グラフ9】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



【グラフ10】新受事件の合議件数³及び合議率⁴の推移（ワ号事件）



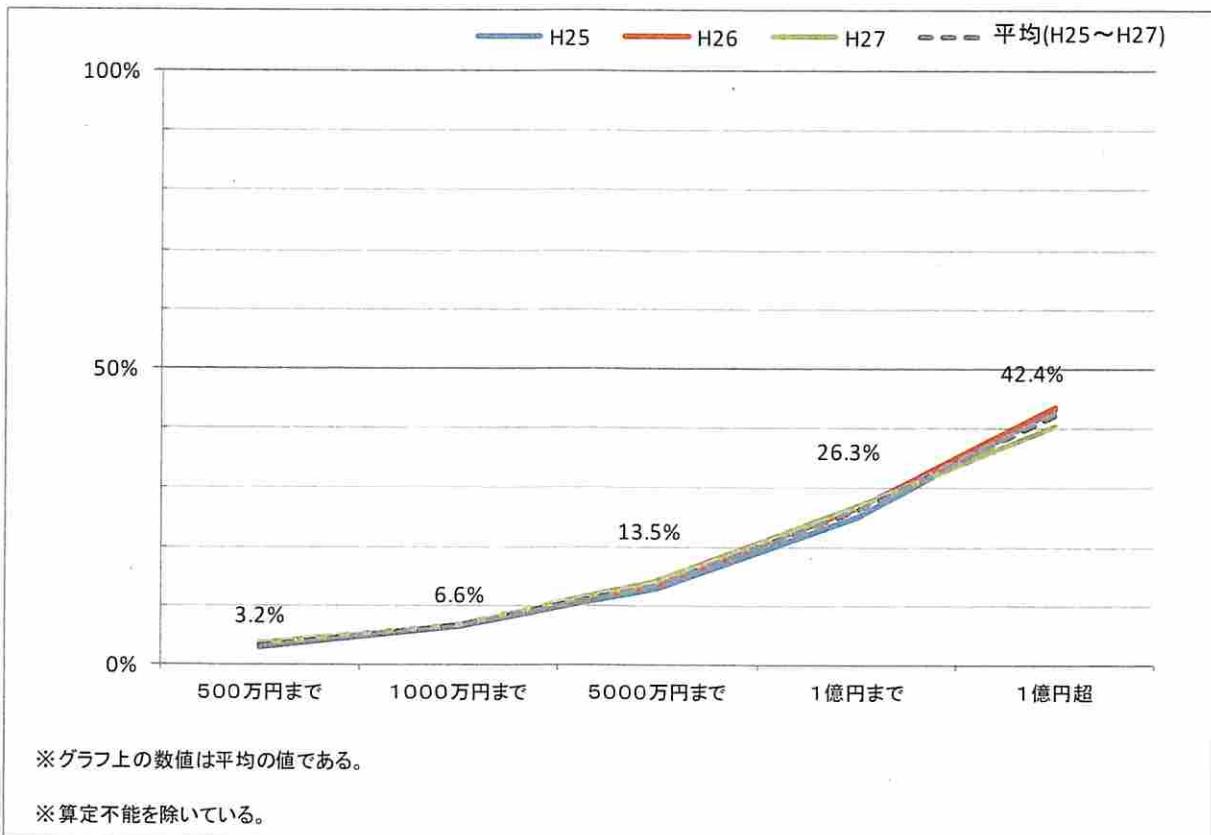
³ 当該年に既済となった合議事件数と同年末に未済となっている合議事件数の合計値から、その前年末に未済となっていた合議事件数を引いた件数を、当該年の新受の合議事件数として算出している。

⁴ 「新受合議率（金銭のその他を除くワ）」は、分母となる単独及び合議の新受件数から「金銭のその他」を除いて算出した。

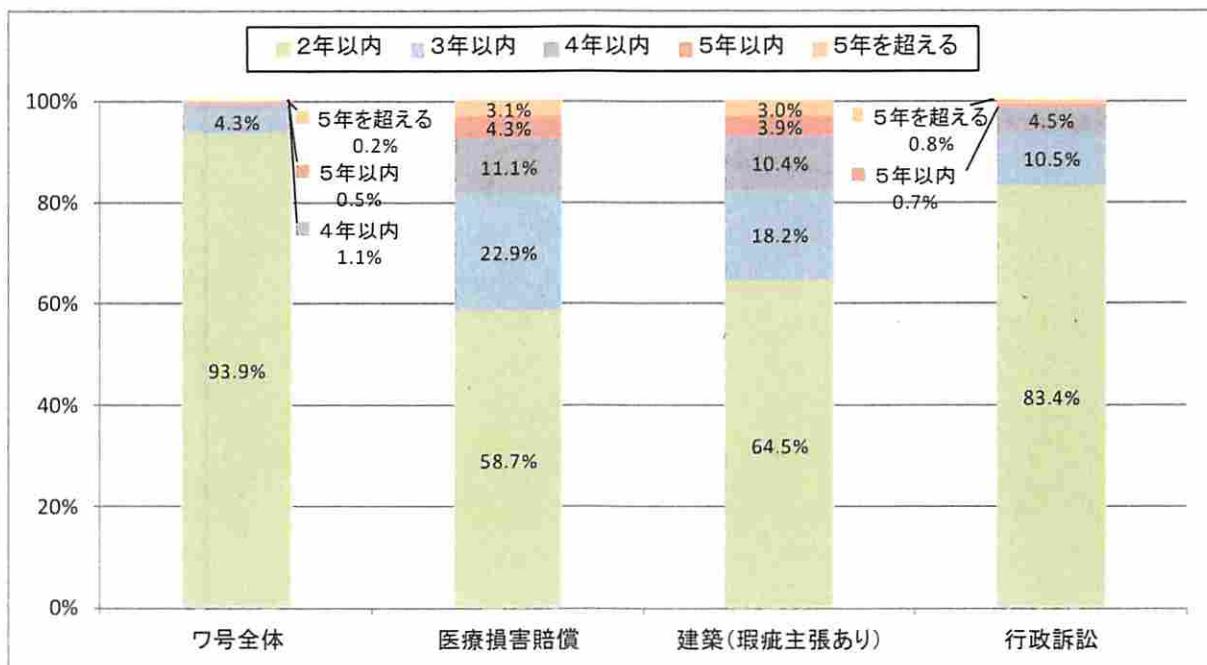
【グラフ11】簡裁控訴（レ号事件）の新受・既済・未済件数の推移



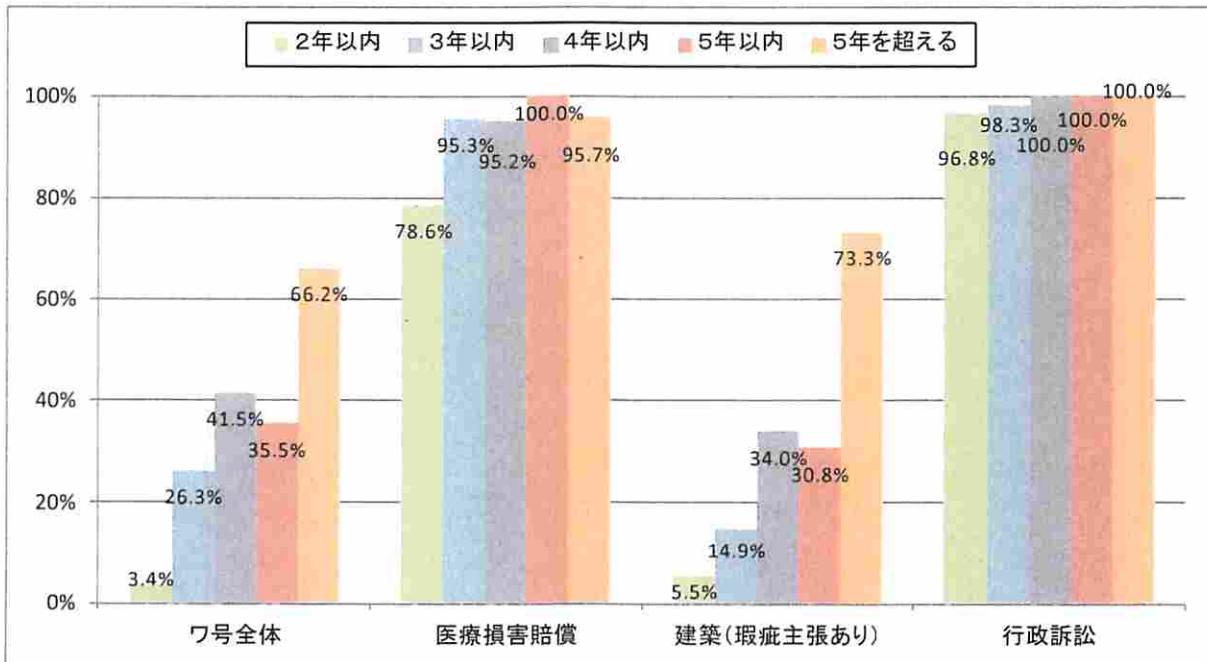
【グラフ12】訴額別合議事件割合（本庁及び合議取扱支部のワ号事件のうち「金銭その他」を除いた既済事件）



【グラフ13】既済事件の審理期間別事件割合（平成27年）

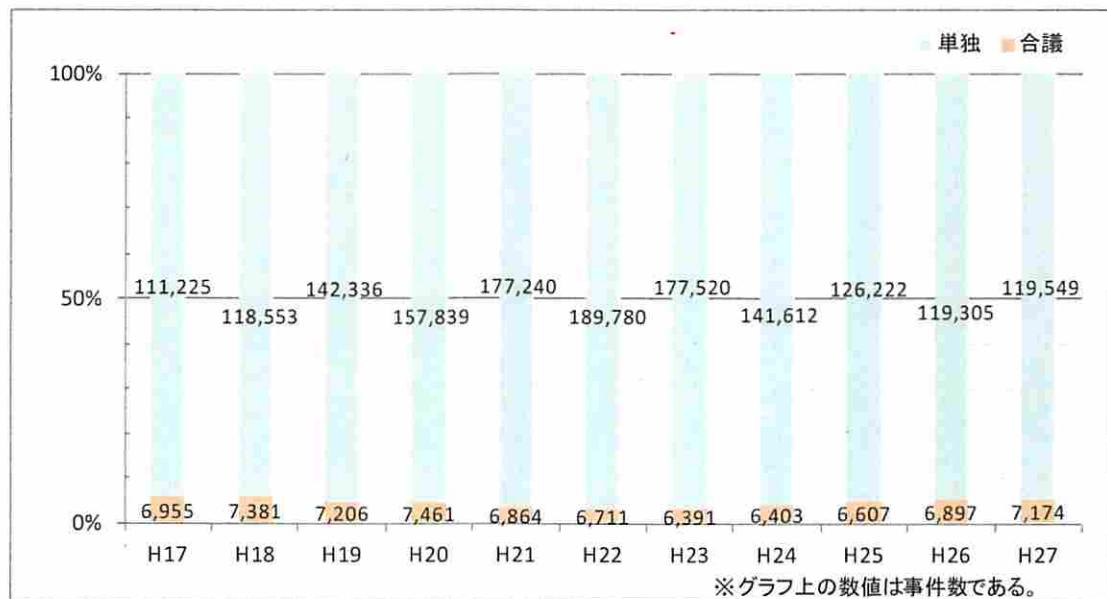


【グラフ14】既済事件の審理期間別の合議率（平成27年）

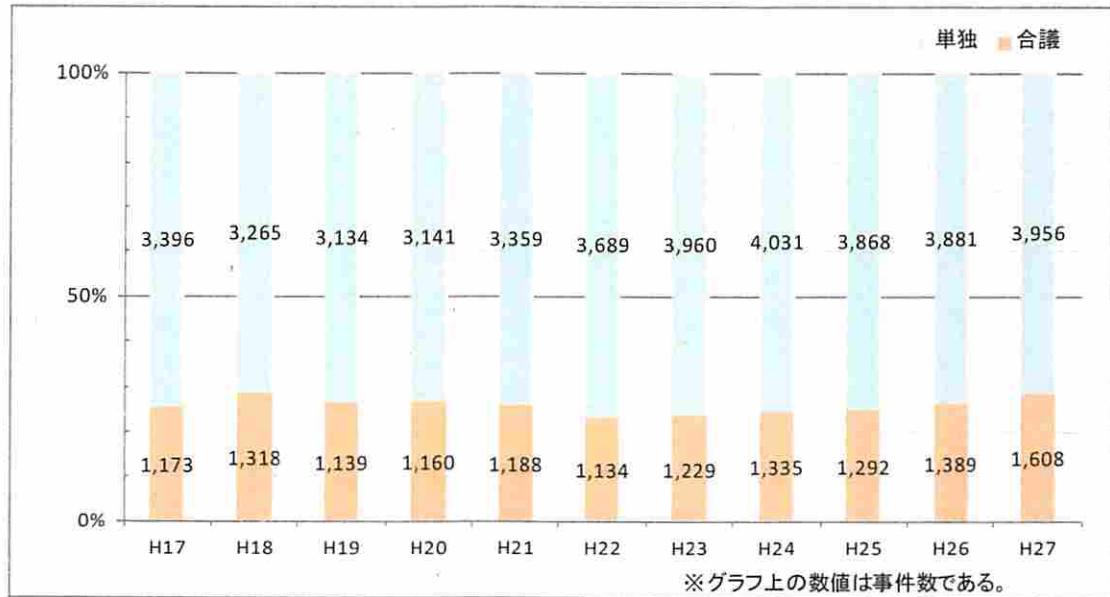


【グラフ15】審理期間別の合議・単独事件の割合（本庁及び合議取扱支部のワ号既済事件）

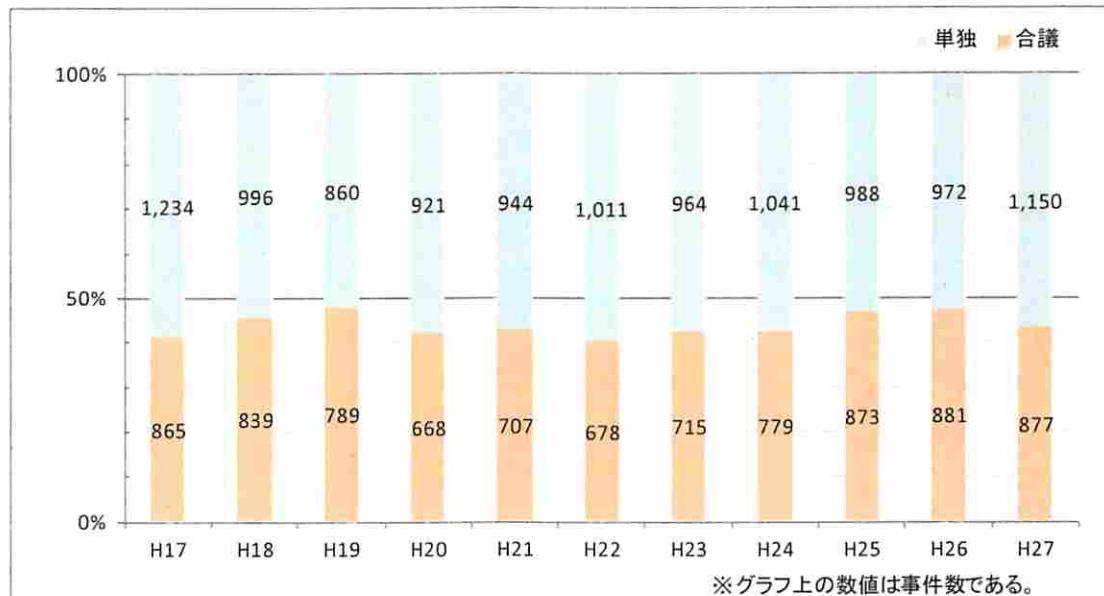
① ワ号事件全体



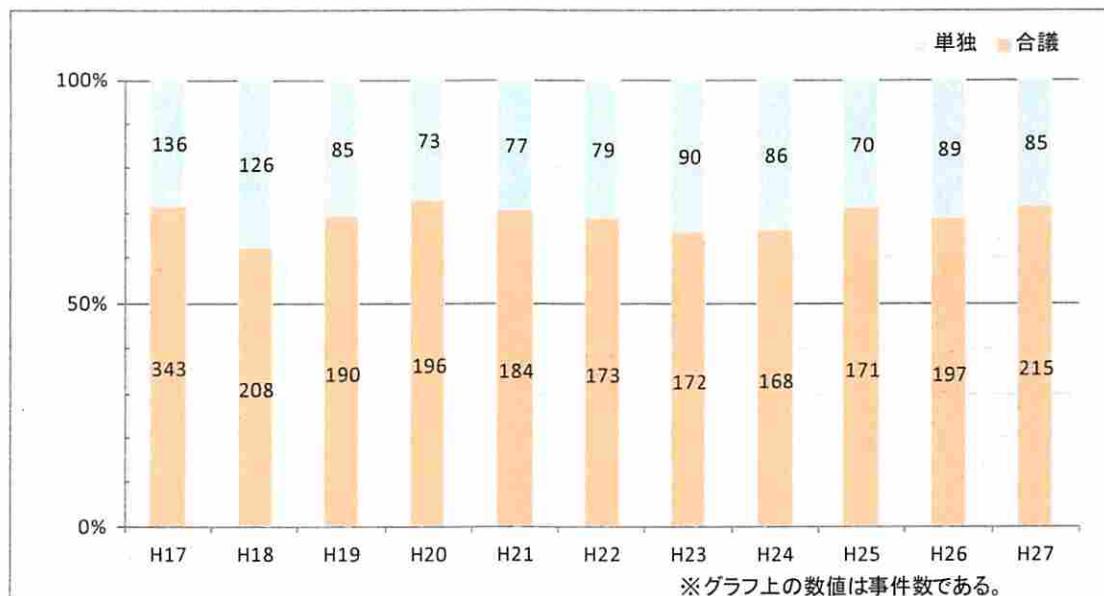
② 審理期間 2年超 3年以内のワ号事件



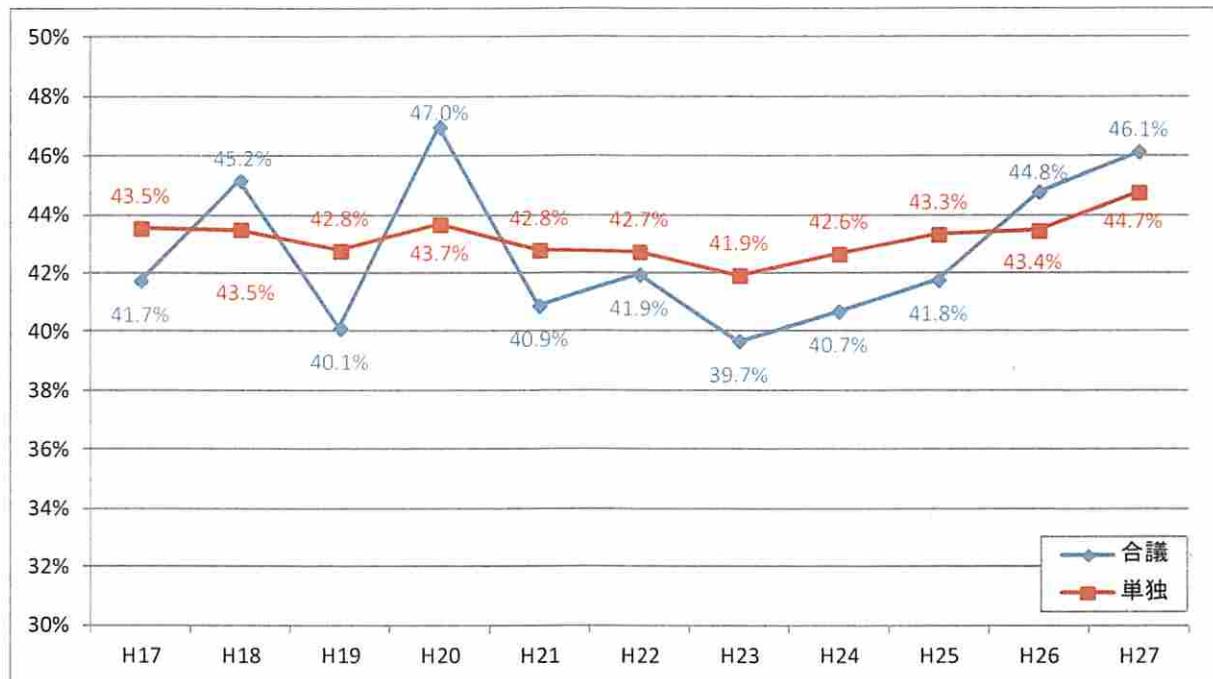
③ 審理期間 3年超 5年以内のワ号事件



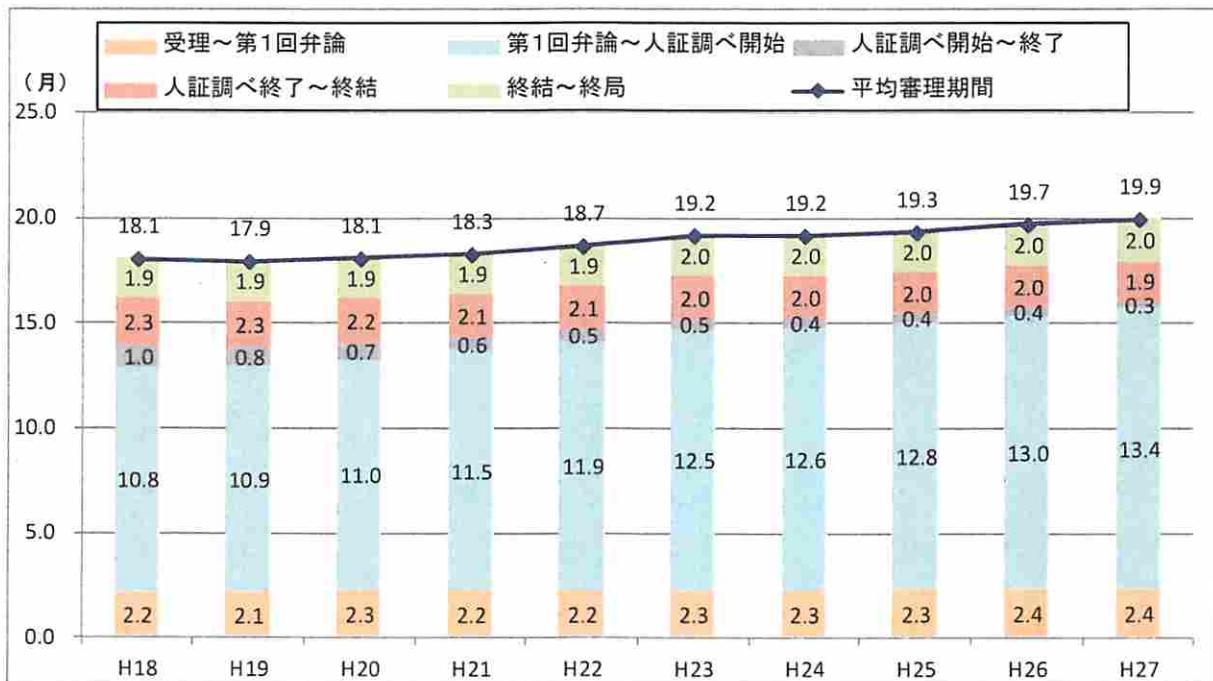
④ 審理期間 5年超のワ号事件



【グラフ16】合議・単独別の和解率の推移（「金銭のその他」及び欠席判決で終局した事件を除くワ号事件）

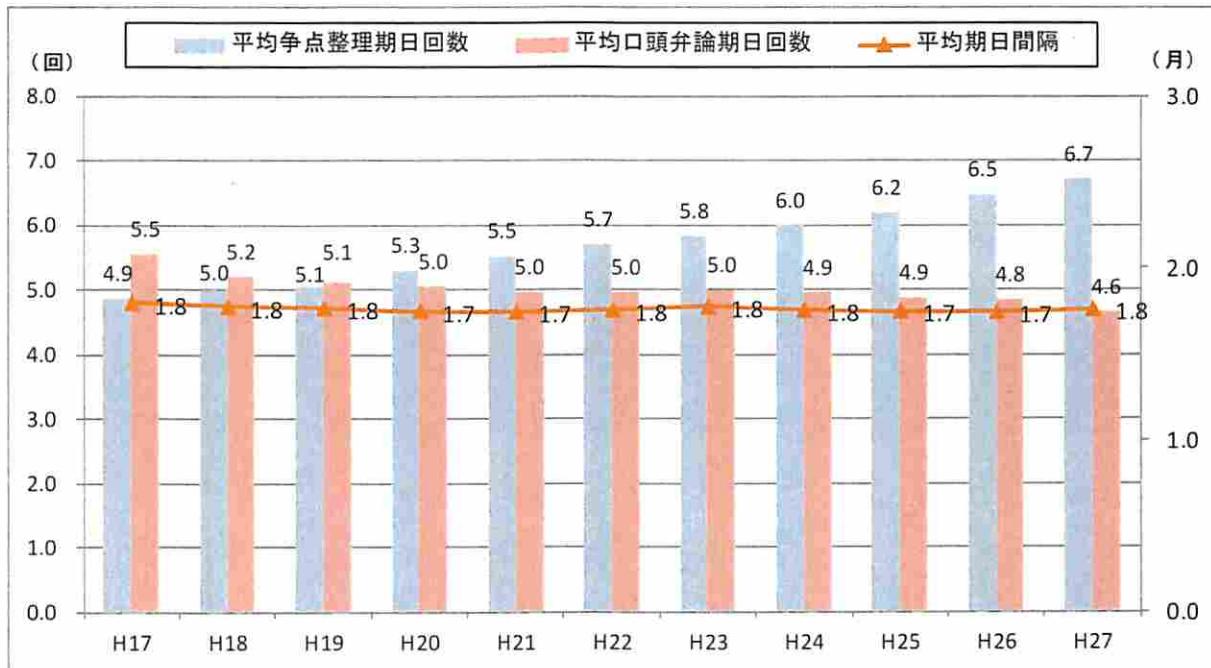


【グラフ17】手続段階別平均期間⁵の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）

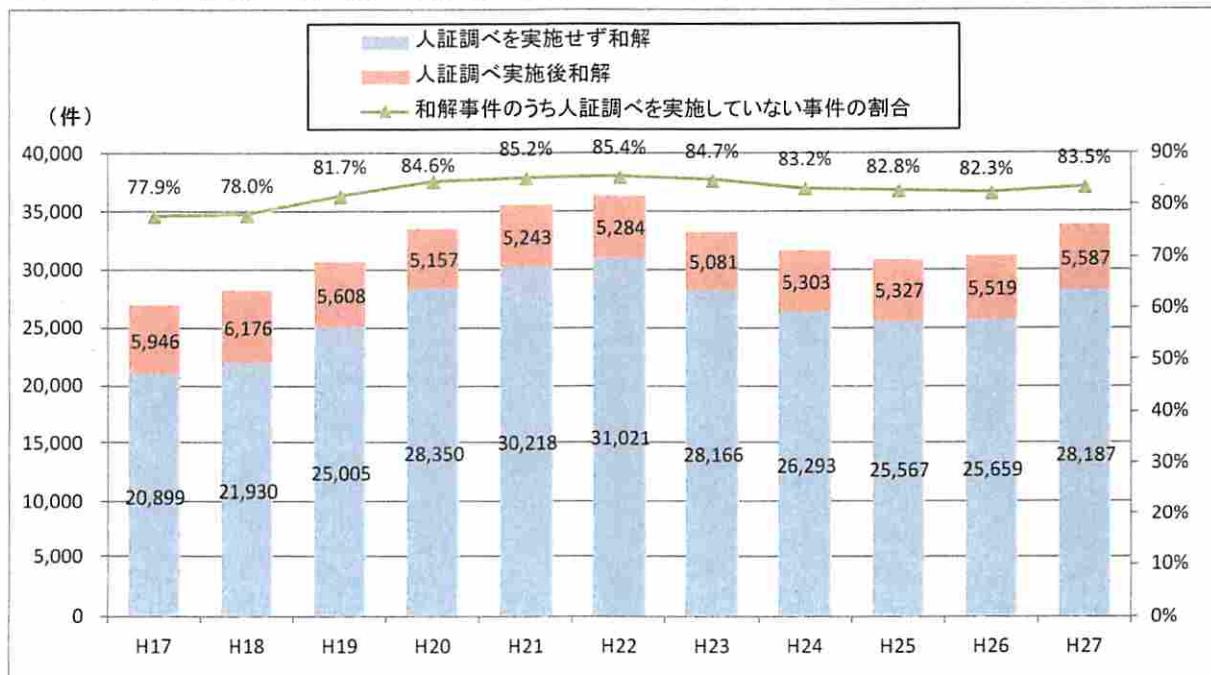


⁵ 端数処理の関係上、各手続段階の平均期間の合計値が、平均審理期間の数値と合致しない場合がある。

【グラフ18】平均期日回数及び平均期日間隔⁶の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）



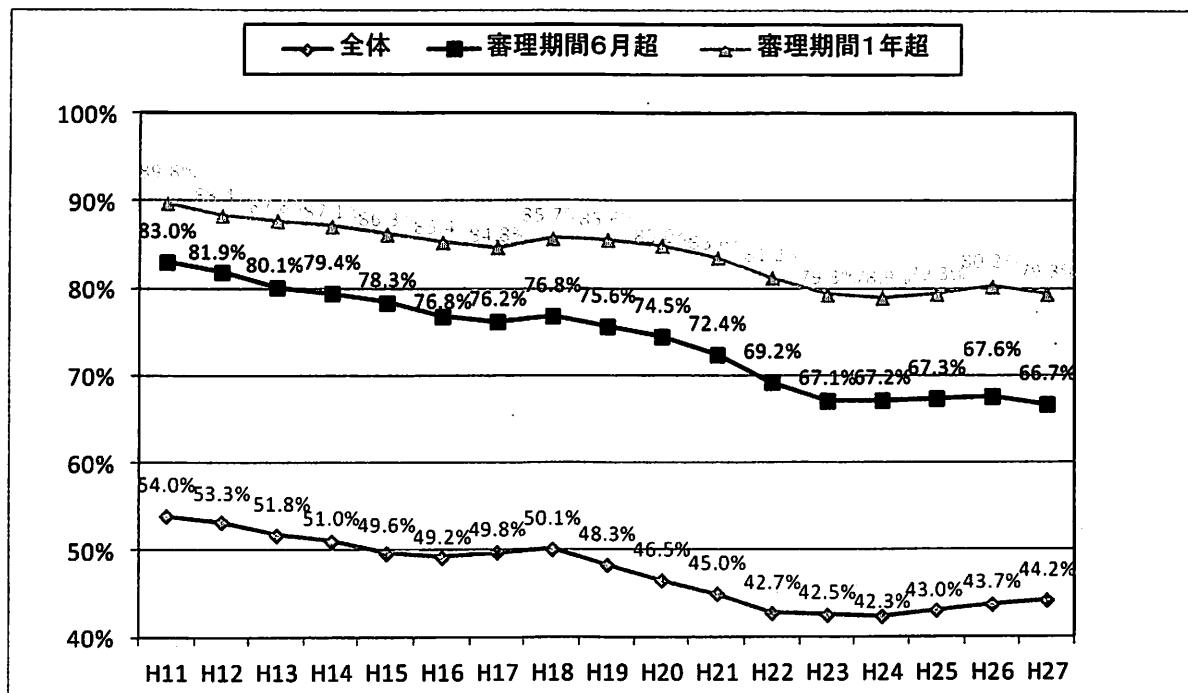
【グラフ19】人証調べ未実施の和解終局事件割合等の推移（争点整理手続を実施したワ号事件）⁷



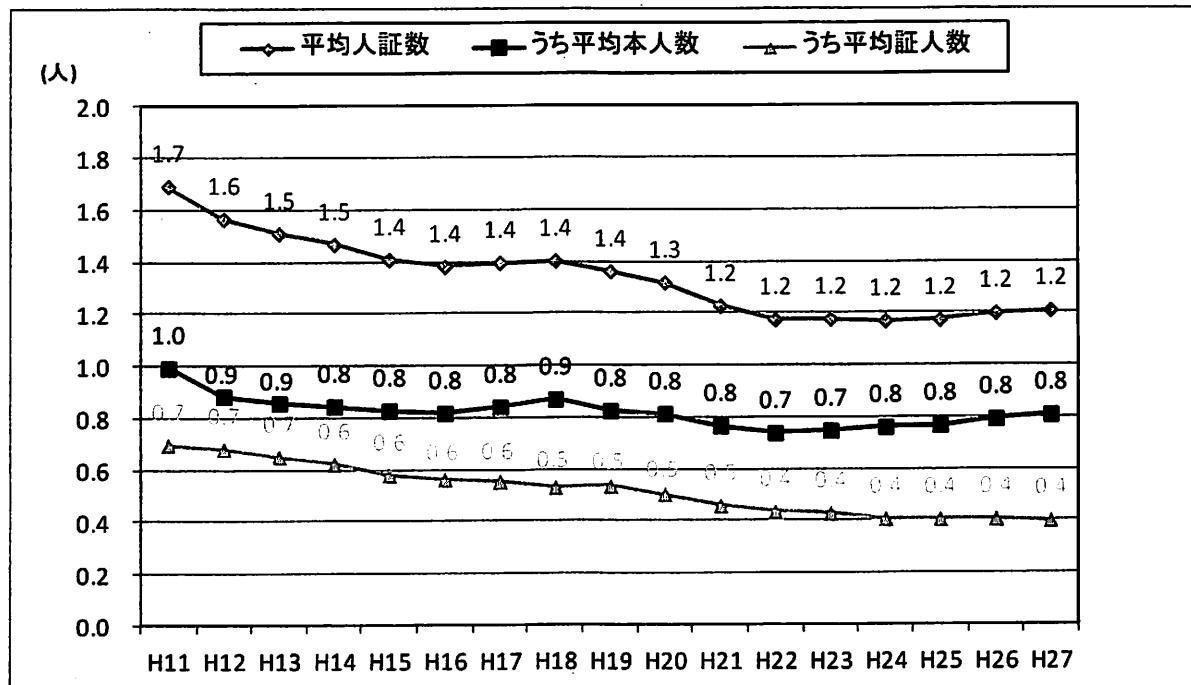
⁶ ここで平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数（平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値）で除した数値である。

⁷ 準備的口頭弁論、弁論準備手続又は書面による準備手続のいずれかが実施された事件をいう。

【グラフ20】人証調べ実施率の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」⁸を除くワ号事件）



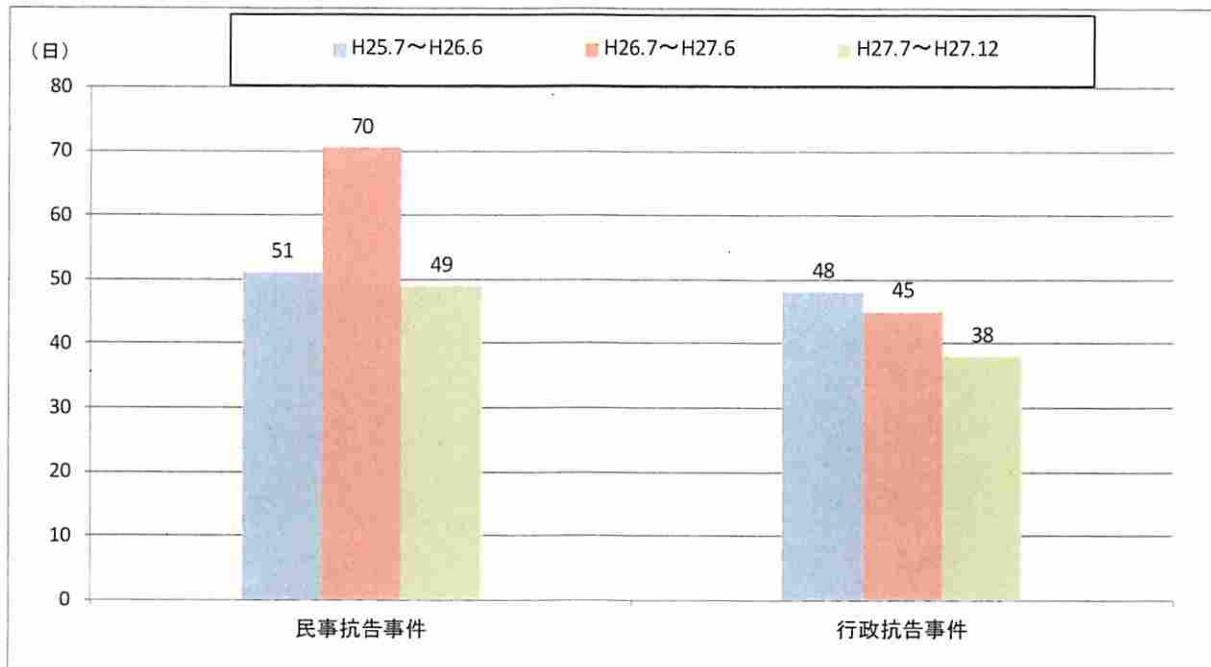
【グラフ21】平均人証数⁹等の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」⁸を除くワ号事件）



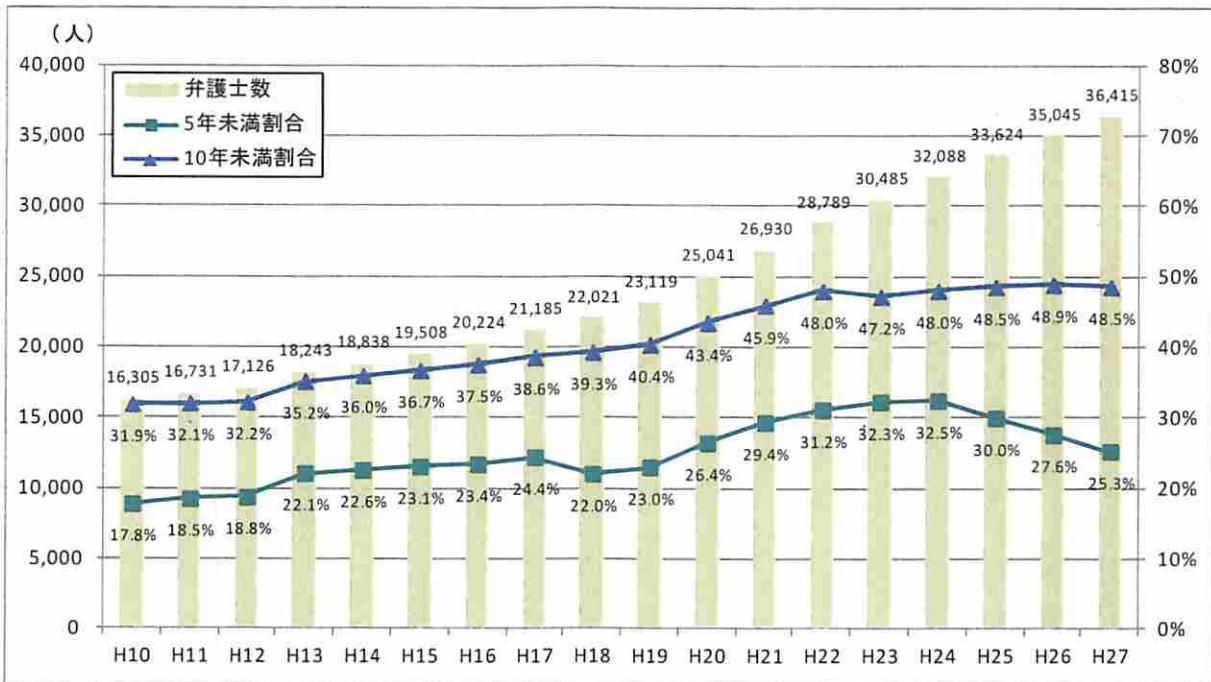
⁸ S S D B S (事件票) 上、H16.3までの「金銭のその他」には、「労働金銭」、「知的財産金銭」及び「建築請負代金」の3類型が含まれていた。そのため、グラフ20及び21においては、H16.4以降も上記3類型を除外する処理をしている。

⁹ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

【グラフ22】文書提出命令の申立てに係る抗告審の平均審理期間¹⁰



【グラフ23】弁護士数¹¹及び経験年数別の弁護士割合¹²の推移



¹⁰ H25. 7～H26. 6の平均審理期間は、東京高裁の既済事件と東京高裁以外の高裁のH26. 1. 14～H26. 6. 30の期間における既済事件についてのものである。

¹¹ 弁護士数は、各年3月31日時点の全国の弁護士数である（弁護士白書2015年版から引用）。

¹² 経験年数別の弁護士割合は、平成27年3月31日現在の登録弁護士に関する情報（修習期別弁護士数、弁護士白書2015年版）を基に、各修習期における修習終了日の翌日から各年度末までの年数を経験年数とみなして推計した値である。したがって、平成10年から平成26年までの間に弁護士登録されていたが、平成27年に登録から外れている弁護士数は含まれていない。